

応急手当普及員新規講習（教員対象）の開催について

1 日時

令和8年8月3日(月)、4日(火)

両日とも午前9時から午後5時まで（休憩時間を含む合計16時間）

※通常は3日間受講のところ、教員の方は2日間で資格取得できます。

2 講習会場

岡崎市朝日町3丁目4番地

岡崎市消防本部3階講堂

3 定員

8名

4 受講料

受講料にかかる費用は無料ですが、講習用のテキスト（応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応：東京法令出版）を書店等で各自事前に御購入ください。

5 受講内容

項 目		時間（分）	
基礎的な 知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	300
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験） を含む	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	60	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

資格取得には960分(16時間)の受講が要件です。2日間の受講が必要です。

6 受講対象者

岡崎市に在住若しくは在勤の教員で、岡崎市内で普及活動する予定のある方

7 申込み方法

消防救急課救急対策係 0564-21-9946 へお申込みください。

受付時間:平日 8 時 30 分～17 時 15 分(7 月 1 日以降は平日 9 時～16 時)

8 その他

- (1) 筆記用具、テキスト(応急手当指導者標準テキスト ガイドライン 2020 対応:東京法令出版)をお持ちください。
- (2) 実技がありますので、動きやすい服装で受講ください。
- (3) 昼食は、各自で御用意ください。
- (4) 駐車場は、福社会館北の立体駐車場を御利用ください

〈参考〉

・ 応急手当普及員とは

主として事業所又は防災組織等において、従業員や防災組織等の構成員に対して行う救命技能の講習指導にあたる者として岡崎市消防長が認定した者をいいます。

・ 応急手当普及員にできること

岡崎市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づいた普通救命講習及び救命入門コースを開催し、受講者に指導ができます。また、受講者に対して「普通救命講習修了証」「救命入門コース参加証」を発行することができます。

・ 学校での指導

小学4年生以上には救命入門コース、中学生以上には普通救命講習を指導できます。

・ 応急手当普及員のサポート体制

応急手当普及員の資格を取得し、救命講習等を行う場合、消防署は訓練人形の貸出し、修了証の作成、参加証の配布を行いますので御相談ください。

・ 御自身の救命講習の最終受講から日数が経過し、手技の内容に不安な方は、「総務省消防庁の応急手当WEB講習」を閲覧することで事前学習が行えます。<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>